

# 入札（見積合せ）結果調書

業務名	個人被ばく線量測定検査業務（単価契約）		
契約方法及び根拠条項	随意契約（複数単価契約） ・ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・ 市立旭川病院随意契約ガイドライン2-（1）-イ		
契約の相手方	東京都文京区湯島1丁目7番12号 株式会社千代田テクノル 代表取締役 細田 敏和		
契約金額（契約単価）	広範囲用測定検査（隔壁の漏洩線量測定用を含む。）	539円	（うち、消費税及び地方消費税 49円）
	中性子広範囲用測定検査	2,200円	
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
契約担当課	市立旭川病院事務局 経営管理課		
入札（見積）日時	令和2年3月27日		

## 入札（見積合せ）結果

	業者名	第1回（単価）	第2回（単価）	入札等の執行状況
1	株式会社千代田テクノル	広範囲用測定検査（隔壁の漏洩線量測定用を含む。） 490.00円	/	決定
		中性子広範囲用測定検査 2,000.00円	/	

一者特命の随意契約とした理由

・当院の個人被ばく線量測定については、フェーディング（電離された放射線の量が時間経過とともに減少すること）等の欠点を補うために改良された蛍光線量計の一種であるガラスバッジを使用している。  
 ・個人の被ばく線量管理は30年間保存が義務付けられており、当院でも中央放射線科において永年保存・管理を実施しているが、被ばくの管理については10年単位、5年単位、1年単位等の管理が必要であり、委託先が変更になるとそれら詳細管理の問い合わせ・報告ができない等の支障が出る恐れがあり、さらに管理機器及びソフト等を新たに購入し、管理業務を一から構築しなければならなくなる。  
 ・本業務を取り扱う業者のうち、道内で営業を行っている業者で当該ガラスバッジを取り扱っているのは1者のみであり、旭川市の入札参加登録業者（作業環境測定）も同者のみである。